

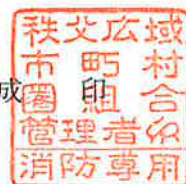
秩父広域市町村圏組合一般競争入札公告

秩父広域市町村圏組合秩父消防本部告示第4号

公有財産（自動車）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び秩父広域市町村圏組合契約規則（令和2年秩父広域市町村圏組合規則第6号）第23条の規定に基づき告示する。

令和8年9月7日

秩父広域市町村圏組合
管理者 富田 能成



1 売却物件 (自動車)

財産名称	初度登録年月	排気量	走行距離	車検	予定価格 (入札保証金)
救急車	平成20年9月	2.69L	187,059km	一時抹消 登録済み	880,000 円 (88,000 円)

※ 走行距離は令和8年8月31日時点の数値とする。

※ 予定価格とは、あらかじめ秩父広域市町村圏組合が定めた最低売却価格をいい、消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 物件の詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）に公開する物件情報のとおりとする。

2 入札の手続

入札に関する手続については、公有財産売却システムを利用して行い、公有財産売却システムに公開する秩父広域市町村圏組合インターネット公有財産売却ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める公有財産売却システムに係る規約（以下「ガイドライン等」という。）に従って実施する。

3 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法第239条第2項の規定に該当しない者であること。

村圏組合会計課まで持参又は郵送すること(郵送の場合は、申込み締切日の消印有効)。
なお、申込書等は、秩父広域市町村圏組合ホームページからダウンロードすること。

7 入札保証金

予定価格(最低落札価格)の 100 分の 10 以上の金額

8 入札保証金の納付は、「銀行振込による納付」のみとし、その手続は、ガイドライン等に基づき行うものとする。

9 入札期間及び方法

(1) 期間

令和 8 年 10 月 13 日(火)午後 1 時から同年 10 月 21 日(水)午後 1 時まで

(2) 方法

公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、当該入札価格の登録は、一度限りとし、入札者の都合による取消し及び変更はできない。

10 開札日時

令和 8 年 10 月 21 日(水)午後 1 時 30 分に公有財産売却システム上で開札する。

11 落札者の決定方法

開札後、入札価格が予定価格(最低売却価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定する。

12 売買代金の納付等

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額とする。

(2) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は、秩父広域市町村圏組合が指定する金融機関に納付すること。なお、売買代金の残金の納付に要する費用は、落札者の負担となる。また、秩父広域市町村圏組合が納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

13 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。